

町有財産貸付申請書

年 月 日

越知町長

殿

申請者

住所

氏名

電話番号

メールアドレス

下記のとおり越知町普通財産の貸し付けをうけたく、「財産の交換、譲与、無償貸付並びに有償貸付等に関する条例（昭和39年越知町条例第5号）」第5条により申請します。

記

1 町有財産の表示

高岡郡越知町

字

番地

種 別

面 積

2 (1) 貸し付けを受ける期間

自 年 月 日

至 年 月 日

(2) 前項の有効期限1ヶ月前までに双方いずれか一方からの意志表示をしないときは、契約期間満了の日の翌日から1ヶ年契約を延長するものとし、以後契約期間満了のときも同様とする。

3 使用目的

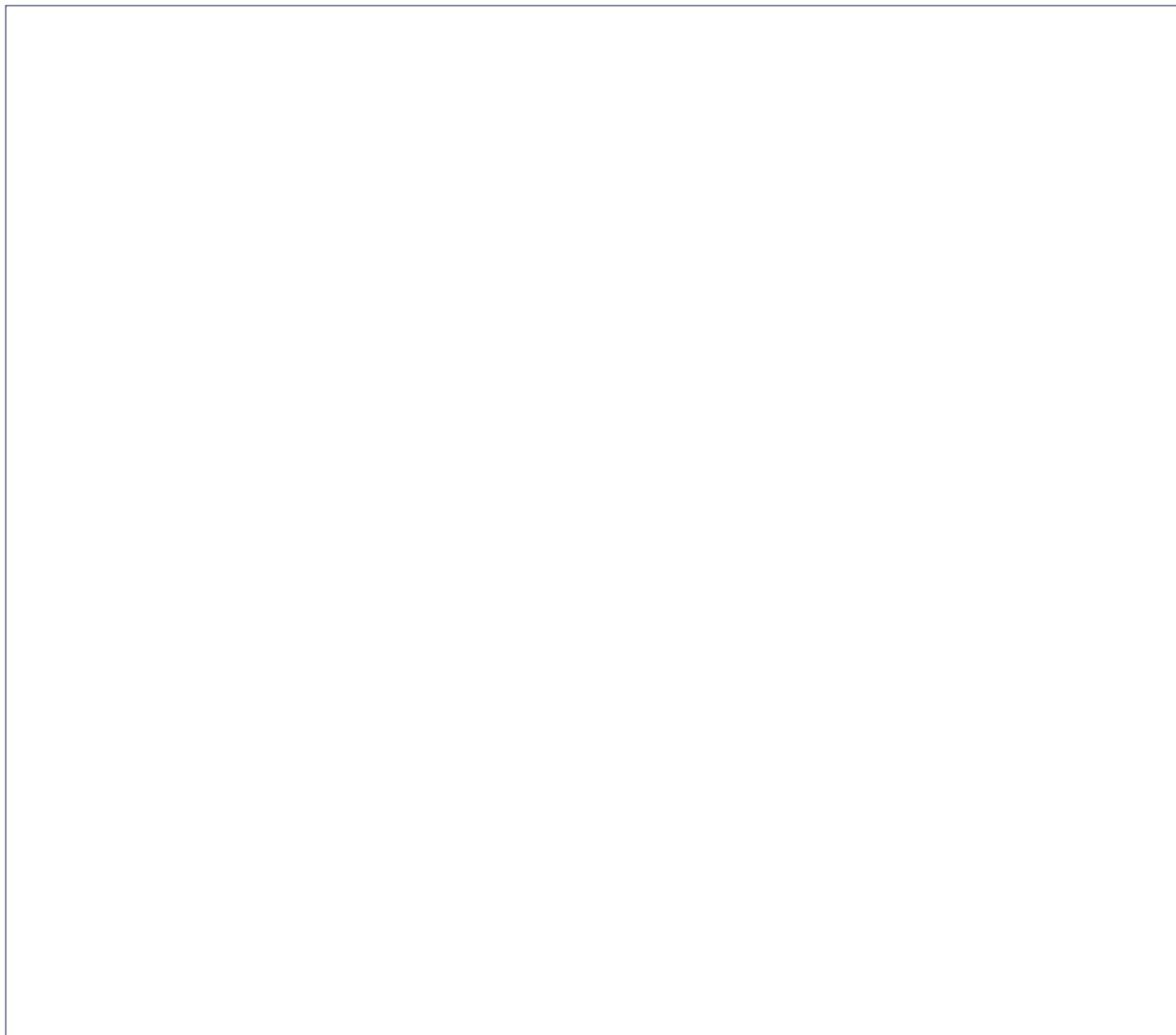
4 貸し付けを受ける条件

5 使用料

6 その他参考事項

- ①種別は、地目または名称を記入のこと。②必要により保証人を設定することがある。
③2部提出のこと。④使用期間は更新することができる。

申請箇所略図



申請のあった町有財産の貸し付けについては、下記の条件を付して許可する。

年 月 日

越 知 町 長

印

許可の条件

- 1 使用料は としてする。
- 2 許可を与えた後においても町長が必要と認めるときは、1ヶ月以内に予告して許可を取り消すことができる。
- 3 許可の取り消しに対し、使用者は異議の申し立てをすることができない。
- 4 使用の許可を得た財産を転貸することはできない。万一転貸をしたことが発覚したときは、直ちに町長は許可を取り消し、貸し付けは無効とする。
- 5 使用料を2ヶ月以上滞納したときは、許可を取り消すことができる。